

ID: 173

担当部署: 産業課

処分の概要	特別徴収金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町農用地整備事業負担金等徴収条例 第5条		
例規番号	昭和58年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (特別徴収金の徴収)</p> <p>第5条 特別徴収金は、法第19条第1項第1号イ又はロの事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者が、農用地整備公団が法第28条第1項の農林水産省令で定めるところにより当該事業が完了した旨の公告をした日以後8年を経過する日までの間に当該土地を当該事業に係る事業実施計画において予定した用途以外の用途(政令第18条で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)にその者から徴収するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日